

鈴鹿市上下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

鈴鹿市上下水道局管理規程第2号

鈴鹿市上下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市上下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(規則第6条の表第5号の上下水道事業管理者が定める額) 第3条 規則第6条の表第5号の上下水道事業管理者が定める額は、日額 <u>10,100円</u> とする。	(規則第6条の表第5号の上下水道事業管理者が定める額) 第3条 規則第6条の表第5号の上下水道事業管理者が定める額は、日額 <u>8,900円</u> とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。